



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会社名 株式会社横河ブリッジホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 藤 井 久 司  
(コード番号 5911 東証第一部)  
問合せ先 監査室長 角 田 祐 一  
(TEL 03-3453-4111)

### 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続について

当社は、平成 21 年 6 月より、当社株式に対する公開買付等による大規模な買付行為（以下、大規模買付行為といたします）に関する対応策（買収防衛等の対応策。以下、本プランといたします）を導入しておりましたが、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会の終結の時による有効期間満了以後は、これを継続しないことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ申し上げます。

#### 記

当社は、当社グループの企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し発展させることを目的として、当社グループの財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定め、当該方針に照らして不適切な者が当社グループの経営支配を獲得することを防止するための取り組みの一つとして、大規模買付行為に対応するプロセス等について定めた一定の合理的なルールとして本プランを策定し、平成 21 年 6 月 26 日開催の定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいてこれを導入、その後平成 24 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、現在まで継続いたしております。

しかしながら、当社グループを取り巻く事業環境は、本プランを導入、またこれを継続した時点の状況からは変化しており、当社グループの企業価値・株主の皆様のご利益を著しく損なうような大規模買付行為の蓋然性は低下しているものと考えられ、また、現在の第 3 次および今後の中期経営計画を着実に推進して設定目標を確実に達成していくことこそが、当社グループの企業価値および株主の皆様のご利益の確保・発展につなが

り、これにより株主の皆様をはじめステークホルダーからの信頼を勝ち得ていく源泉になるものと考えております。これらの観点から慎重に検討いたしました結果、本プランの必要性は相対的に低下しているものと思料されることから、当社は本日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の定時株主総会の終結の時による有効期間満了以後は、これを継続しないことを決議いたしました。

なお、本プランの非継続後、大規模買付行為を行おうとする者が現れた場合には、関係する法令に従い、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・発展の観点から、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、また、当社取締役会の意見等を開示するとともに、株主の皆様による大規模買付行為の是非に係る検討のために必要な時間の確保に努めるなど適切な措置を講じてまいります。

また、今後の事業環境および資本市場における大規模買付行為に係る趨勢等諸般の事情を踏まえ、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・発展の観点から、取締役会が買収防衛等の対応策を再び導入する必要があると判断した場合は、定款の定めに従い、株主総会において買収防衛等の対応策の再導入の是非についてお諮りすることといたします。

以上